

個人再生手続きを 利用すると



- 住宅ローンの返済が難しくなった人でも、返済のスケジュールを手直しすることによって、マイホームを手放さずに住みながらローンを返済することができます。
- 借金のある程度まで返済することで、それ以上の借金は免除されます。

このように、個人でも民事再生法が使いやすくなりました。再生計画案の立案や、手続き選択など、司法書士がサポートします。詳細は、お近くの「司法書士会」へお問い合わせください。

全国司法書士会一覧

札幌会 011-281-3505
函館会 0138-27-0726
旭川会 0166-51-9058
釧路会 0154-41-8332

宮城県会 022-263-6755
福島県会 024-534-7502
山形県会 023-623-7054
岩手県会 019-622-3372
秋田県会 018-824-0187
青森県会 017-776-8398

東京会 03-3353-9191
神奈川県会 045-641-1372
埼玉会 048-863-7861
千葉会 043-246-2666
茨城県会 029-225-0111
栃木県会 028-614-1122
群馬会 027-224-7763
静岡県会 054-246-5427
山梨県会 055-253-6900
長野県会 026-232-7492
新潟県会 025-228-1589

愛知県会 052-683-6683
三重県会 059-224-5171
岐阜県会 058-246-1568
福井県会 0776-33-2777
石川県会 076-291-7070
富山県会 076-431-9332

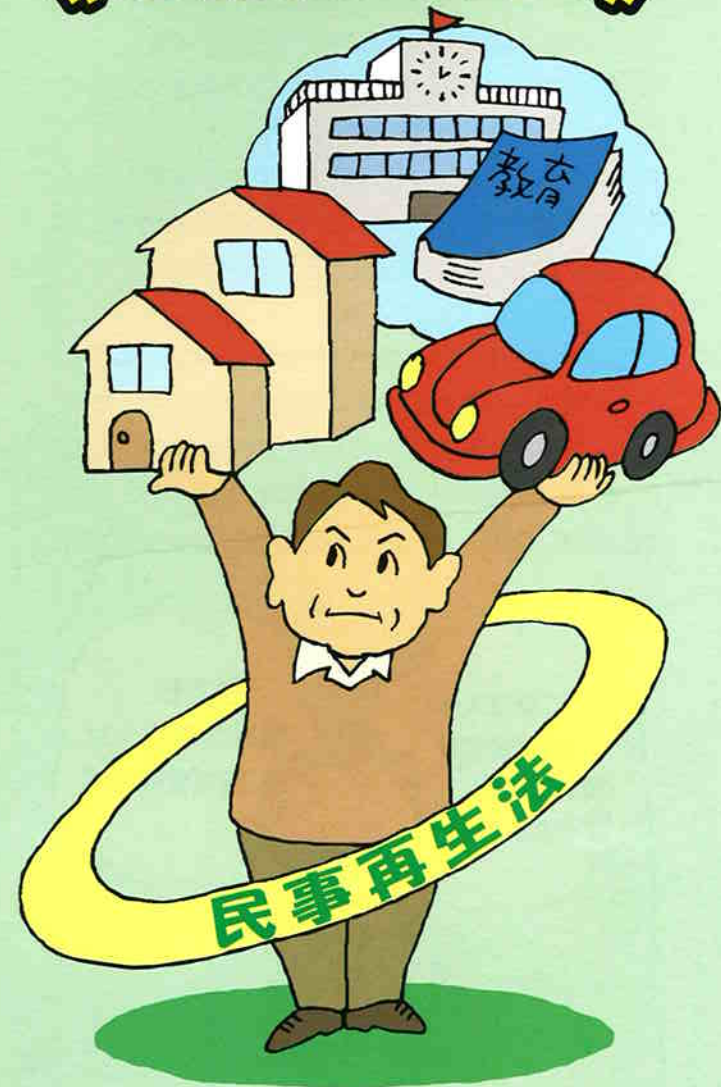
大阪会 06-6941-5351
京都会 075-241-2666
兵庫県会 078-341-6554
奈良県会 0742-22-6677
滋賀県会 077-525-1093
和歌山県会 073-422-0568

広島会 082-221-5345
山口県会 083-924-5220
岡山県会 086-226-0470
鳥取県会 0857-24-7013
島根県会 0852-24-1402

香川県会 087-821-5701
徳島県会 088-622-1865
高知県会 088-825-3131
愛媛県会 089-941-8065

福岡県会 092-714-3721
佐賀県会 0952-29-0626
長崎県会 095-823-4777
大分県会 097-532-7579
熊本県会 096-364-2889
鹿児島県会 099-256-0335
宮崎県会 0985-28-8538
沖縄県会 098-867-3526

がんばるあなたを 応援します。



日本司法書士会連合会

TEL03-3359-4171 FAX03-3359-4175

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

民事再生法が個人でも 使いやすくなりました。

新しい時代の再建手続きとして登場した
民事再生法(2000年4月1日から実施)。

この方法は、大手デパートグループが再建のために
選んだことでも有名ですが、

おもに企業を中心に利用されています。

そこで、私たち個人にも利用しやすい手続きがあれば、
との要望から作られたのが**個人再生手続き**です。



この手続きは、リストラされたサラリーマンなどが
住宅ローンを抱えていても自己破産しないで
生活を再建できるよう、立て直しの機会を与えるもの。

今後の収入を見込んで返済計画を立て、
一定期間内に債務の一部を返せば残りは免除されます。

抵当に入っ
ていない借金は
3000万円
以下ですか？

今でも
継続した収入は
ありますか？



**民事再生法で、
事業や生活を立て直しませんか？**

この手続きを利用できるのは、

将来ある程度の収入が見込める人。

他にも、住宅ローンなどを除いた債務総額が3000
万円以内であることなど、いくつかの条件があります。

たとえば

●商店など自営業者の方

原則として、債務の5分の1程
度を分割返済することで、
それ以上の債務の免除を
受けられます。



未払い分を分割で支払う

返済期間を延長、
1回の返済金額を下げる

上記の支払いが困難な場合
一定期間は一部のみ返済



たとえば

●サラリーマンの方

本人や扶養家族の最低限の
生活費は確保した上で、残り
の収入部分の2年分程度を分
割返済することで、それ以上
の債務の免除が受けられます。



たとえば

●住宅ローンについては、 返済の繰り延べができます。

居住用の住宅建設または購入資金として借
りたものであれば、支払い条件を変更する
などして、ローンを返済することができます。

* いずれも再生計画案を作成して裁判所の
認可を受ける必要がありますし、他にも条
件等がありますのでまずはご相談ください。